

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、東海エレクトロニクス株式会社と称し、英文では
TOKAI ELECTRONICS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. つぎの物品の売買、及び輸出入業
 - イ. 電子応用機械・機器
 - ロ. 情報関連機器
 - ハ. 自動制御機器・空調用機器及び工業用計器
 - ニ. 半導体装置及び集積回路、素材、その他の関連用品
 - ホ. 銅合金・無酸素銅・プリント配線・基板
 - ヘ. 合成樹脂の成型材料
 - ト. 硝子繊維
2. 第1号に関連するシステム及びソフトウェアの開発・設計、販売並びに輸出入
3. 第1号に定めた機械・機器・材料の開発加工・修理及び関連する計装工事
4. 前各号に関する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、6,242,800株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第8条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等並びに手数料及び電磁的方法による株主権行使等の取扱については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(自己の株式の取得)

第11条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 当社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

2. 前項の議事録は、その原本を 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名及び取締役副社長若干名を選定することができる。

(相談役)

第 24 条 当会社は、取締役会の決議によって、相談役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程に定められた取締役が招集し議長となる。取締役会規程に定められた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要あるときは、その期間を短縮することができる。

3. 前項の招集通知は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、これを省略することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第 27 条 当社の取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか取締役会で定める「取締役会規程」による。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

2. 前項の議事録は、本店に 10 年間備置く。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 31 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の員数)

第 33 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 36 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 37 条 当会社の監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか監査役会で定める「監査役会規程」による。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

2. 前項の議事録は、本店に 10 年間備置く。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 46 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 48 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始日の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

附 則

1. 本定款は昭和 30 年 5 月 24 日から実施する。

昭和 32 年 5 月 10 日改訂

昭和 33 年 5 月 10 日改訂

昭和 34 年 5 月 24 日改訂

昭和 39 年 5 月 25 日改訂

昭和 41 年 5 月 25 日改訂

昭和 44 年 5 月 20 日改訂

昭和 44 年 7 月 15 日改訂

昭和 45 年 8 月 10 日改訂

昭和 50 年 5 月 30 日改訂

昭和 55 年 5 月 30 日改訂

昭和 58 年 11 月 22 日改訂

昭和 59 年 7 月 30 日改訂

昭和 59 年 9 月 28 日改訂

昭和 61 年 6 月 28 日改訂

平成 4 年 6 月 26 日改訂

平成 6 年 6 月 29 日改訂

平成 10 年 6 月 27 日改訂

平成 11 年 6 月 29 日改訂

平成 12 年 6 月 29 日改訂

平成 13 年 6 月 28 日改訂

平成 14 年 6 月 27 日改訂

平成 15 年 6 月 27 日改訂

平成 16 年 6 月 29 日改訂

平成 17 年 6 月 29 日改訂

平成18年 6月29日改訂

平成21年 6月26日改訂

平成22年 1月 6日改訂

平成23年10月 1日改訂

平成25年 6月26日改訂

平成26年 6月26日改訂

平成28年10月 1日改訂

平成29年 6月28日改訂

令和 4年 6月28日改訂

2. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
4. 本附則の第2項、第3項及び第4項は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。